

令和4年度 フロン類の回収状況

埼玉県内におけるフロン類の物質種類別の回収量の推移を図1に示します。

またフロン類使用機器(以下「機器」)の廃棄時及び整備時におけるフロン類回収量の推移を表1に示します。

図1から、近年、特定フロン(CFC、HCFC)から代替フロン(HFC)への冷媒転換が進んでいることもありHFCの回収量が増加傾向であることが分かります。

令和4年度のフロン類全体の回収量は256.6トンであり、令和3年度の239.1トンと比較して

約7.3%増加しました。このうち機器廃棄時における回収量は196.9トンであり、前年度の180.8トンと比較して約8.9%増加しました。

環境省の推計では、全国における令和4年度の機器廃棄時のフロン類回収率は約44%(前年度約40%)となりました。

フロン類の漏えいを防止するためには、機器の適切な管理並びに適正な冷媒の充填及び回収をすることが重要です。

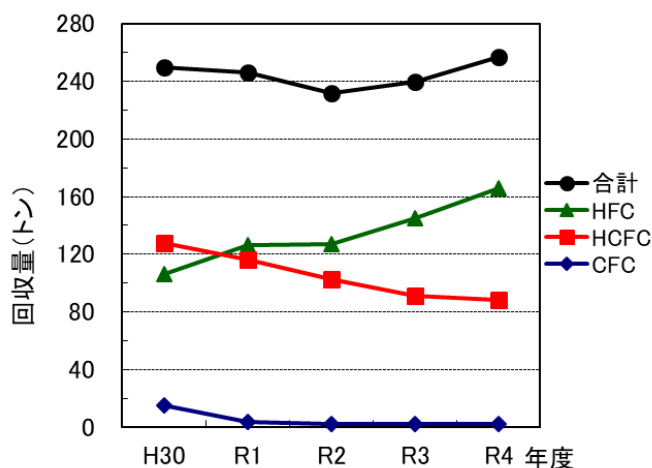


図1 フロン類回収量の推移 (廃棄・整備合計)

表1 埼玉県の機器廃棄時及び整備時のフロン類回収量(過去5年間) (単位:トン)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
廃棄時回収量	192.4	195.2	181.1	180.8	196.9
整備時回収量	57.5	51.1	50.8	58.7	59.7
合計	249.9	246.3	231.9	239.5	256.6

令和4年度フロン類算定漏えい量の集計結果

令和6年3月8日に、環境省及び経済産業省より、フロン排出抑制法に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」による令和4年度のフロン類算定漏えい量の集計結果が公表されました。

(https://www.env.go.jp/press/press_02859.html)

「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」は、機器からフロン類を多く漏えいした事業者(特定漏

えい者*)が、漏えい量を国に報告し、国が集計・公表する制度です。

この制度の目的は、機器使用時のフロン類の漏えいの実態を把握・公表することによって、より適切な機器の管理を促進し、フロン類の排出の抑制に資することです。

令和4年度は、特定漏えい者から報告のあった算定漏えい量は全国で 234 万トン-CO₂(前年比 6 万トン-CO₂増)でした。

埼玉県内の特定漏えい者からの算定漏えい量は 14 万トン-CO₂で、全国の 6.0%を占めました。

業種別に見ると図2のようになり、「食料品製造業」、「小売業」の2業種が、全体の 89%を占めていることが分かります。

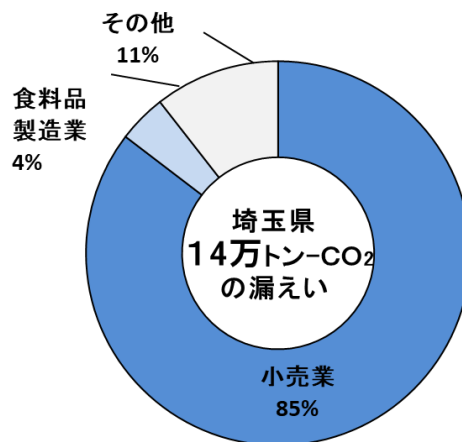


図2 埼玉県算定漏えい量集計結果 (令和4年度)

* 特定漏えい者:フロン類漏えい量の合計が二酸化素換算で年間 1,000トン以上となる者

フロン排出抑制法に基づく 機器の管理者が行う4つの取組について

フロン類は、二酸化炭素と比較して数 100~10,000 倍の温室効果があります。

そのため、地球温暖化防止の観点から、フロン類の大気への排出量を抑制することが大きな課題となっています。

機器の管理者は、フロン排出抑制法により機器使用時のフロン類の漏えいを防ぐための点検等を行うこと、機器の廃棄時には確実にフロン類を回収することが義務付けられています。

事業者の皆様には、機器の管理者として以下の4つの取組を行ってください。

①機器の点検	全ての機器について、3か月に1回以上の簡易点検を行ってください。 圧縮機の出力が 7.5kW 以上の機器については、専門業者に委託して定期点検を行ってください。
②記録の保管	対象機器のリスト、点検整備記録簿、充填回収量証明書等の作成・保管を行ってください。
③算定漏えい量の算定	1年度ごとに、フロン類の漏えい量を算定してください。 また、事業者全体で 1,000トン-CO ₂ 以上の漏えいがあった管理者は国に報告してください。
④廃棄時のフロン類回収	機器を廃棄する際は、必ず第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

埼玉県では、事業者への立入検査や、法令説明会の実施などによりフロン排出抑制法の周知を進めています。また、平成30年度から一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会への委託により、業務用エアコン、冷凍冷蔵機器を使用している事業所に、専門家(冷媒フロン類取扱技術者)を派遣し、フロン排出抑制法の遵守状況や機器の管理状況を確認し、適正管理についての技術的助言を行っています。

表2 埼玉県の委託事業による訪問調査件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
件数	200	325	90	130	250	200	1,195

埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第三庁舎3階(埼玉県環境部大気環境課規制・化学物質担当)

TEL:048-830-3058 FAX:048-830-4772

メール:a3050-09@pref.saitama.lg.jp

ホームページ:<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-kyougikai.html>